平成28年度 第11回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 平成29年3月14日(火)午後1時00分~午後2時53分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 西本吉生

 教育長職務代理者
 石 橋 常 男

 委員
 北 口 弘 子

委員 大西研介

■ 欠席委員 0人

■ 説明員 教育次長 竹谷秀俊

学校教育課長 竹 谷 正 則 生涯学習課長 中 嶋 孝 浩

■ 事務局 教育次長 竹谷秀俊

学校教育課主事 東浦 翼

■ 傍聴者数 O人

■ 議事日程

日程1 議事録の承認

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 会期の決定

日程4 諸般の報告

日程5 議案第19号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を 改正する要綱

日程6 議案第20号 相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付 要綱の一部を改正する要綱

日程7 議案第21号 平成29年度「連合の教育」の重点について

日程8 その他

■ 議 事

竹谷教育次長

皆さんこんにちは。卒業式に続きましてありがとうございます。本日は、議案が3つご ざいますが、よろしくお願いいたします。それでは教育長よろしくお願いします。

西本教育長

朝からご苦労様でした。それぞれ中学校の卒業式はいかがでしたでしょうか。 ただ今から、第11回定例教育委員会を開会します。

日程第1、議事録の承認を議題とします。第10回定例教育委員会の議事録については、 事前に配布しております。何かご意見・ご質問はございませんでしたでしょうか。特に無 かったですか。

(各委員より無いとの声あり。)

西本教育長

特に、ご意見・ご質問がございませんので、これを承認することとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、大西委員にお願します。よろしくお願いします。

日程第3、会期の決定を議題とします。本定例会の会期は、本日、1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議無しとの声あり。)

西本教育長

異議無しと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、1日間と決定します。 日程第4、諸般の報告を行います。

まず1番、「一般教職員の人事異動内示書について」を議題とし、会議の非公開についておいます。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、「会議は公開とする」と定められておりますが、同項ただし書きに公開の例外として「賞罰や人事に関すること」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と定められております。本件は、人事に関することですので、会議を非公開にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり。)

西本教育長

それでは異議が無いようですので、諸般の報告 1、「一般教職員の人事異動内示書について」は、ただ今から会議を非公開とします。

諸般の報告1、一般教職員の人事異動内示書について(非公開)

2番の平成29年第1回相楽東部広域連合議会定例会についてです。3月9日、午前9時半から笠置町議会議場で第1回定例会が行われました。簡単に一般質問の報告をしておきます。

奥森議員からは、ゴミ処理が1点。それから南山城小学校の太陽光発電等の導入についてということで、特に、空調設備の設置ですが、29年度には予算が上がりませんでしたので、通らなかったというよりも村の方から予算を上げてもらえませんでしたから、実際には30年度以降になるのですが、ご承知のように南山城小学校の電気代はかなり高いですから、要は太陽光発電を導入したらどうかということです。南山城小学校はオール電化で、電気代が本当に高いです。そういうことから考えて、ただ、太陽光発電にした場合、メリットもデメリットも当然あって、特に維持とか環境問題とかです。或いはメリットでも、もちろん経済的効率性とか、また環境の教材になるとか、そういうことがあるのですが、やっぱり初期投資がかなり高いということです。いずれにしましても、これは南山城村と教育委員会が1年かけて協議しながら、どういう形で進めていくのがいいのかということをやっていきたいと思っています。これにつきましては、南山城村にもかなりきつく言っております。絶対に教育委員会に丸投げにならないように、何を言われても動くのは南山城村ですから、その辺りのことを言っております。

次、竹内議員の一般質問です。連合が9年目になるということで、まず、連合長が答えまして、うちの方は教育問題で、連合の教育の成果と課題、或いは29年度の方針というのを教えてほしいということでした。まず、8年間の連合の成果といいますか、よさを活かした学校教育を進めてきたこと、連合だからできる、連合ならではの教育を進めてきたこと、それによって子どもたち自身がふるさとを愛する心を、それから地域貢献、そういうのが高まってきておるところ。また、子どもたちは問題行動も無く、学力とか、或いはコンクールやコンテストでも本当によい成績を収めていることとか、そういうところを紹介しておきました。それから社会教育におきましても地域住民の交流が盛んになってきたこと、また、サークル活動、新しいサークルが生まれて、文化活動もいよいよ活発になってきたこと、それからスポーツの方では、総合型スポーツで南山城村の駅伝がこれからも期待出来るのではないかということ。あと、来年度の方向性につきましては、来年は新たな課題、残された課題、新たな課題にアクティブにアプローチしていくというところで、受け身的でなく、受動的でなく、あくまでも主体的、能動的にアプローチしていきますということを答えておきました。

それから坂本議員からは、笠置小学校の問題で、笠置町長(西村副連合長)に笠置小学校をどう思っているのか、これからどうしようと思っているのかということが中心でしたが、教育委員会の方も先ほども言いました、子どもの数が24人から、29年度は28人。次27人。いわゆる複複式に当分はなりません。だから教育活動は十分やっていけること、それから小規模校の特性を活かした本当に素晴らしい教育活動を展開しておること。それから特に笠置小学校、今、地域に出かけております。地域に出かけて社会貢献を、笠置ならではです。子どもたちが、自分たちの住む地域のために自分たちにできること、これに

一生懸命取り組んでいることを紹介しておきました。もちろん学力向上、きめ細かい指導が大事になってきますから、かなりレベルが上の方へいっております。あと、子どもたち自身は、児童数が少ないことへの不満とか、できたら大きな学校へとか、そんな思いは子どもたち自身が一切持っていません。子どもたち自身は笠置が大好きですから、教育委員会としてもそこを大事にしていきたいというところを答えておきました。以上が一般質問です。あと予算関係の質問については、教育次長から報告してもらいます。

竹谷教育次長

私の方からは、予算関係の質問や当初予算に関係するもので主なものを報告させていた だきます。鈴木議員の方から平成28年度に和東小学校と南山城小学校の空調の設計が完 了しているが、29年度当初予算において、空調設備工事費については、南山城小学校に は計上されておらず和東小学校の予算のみとなっている。計上しないのは南山城村の財政 的な問題ということだが、どういうことなのかということで手仲副連合長に質問がありま した。副連合長の答弁としましては、5千万円余りの負担金事業は厳しい。電気の設計な ど太陽光発電を含めて見直し、補助金を府と協議する。来年できるように努力していきた い。平成29年度に過疎地域の指定で過疎債が活用できるようになる。将来負担が大変に なるので現状を考えると猶予をいただきたいと答弁がございました。続いて、みんなが待 っていた来年度の実行を約束してほしいという質問に対しましては、過疎計画に上げるこ とが条件になるので計画に上げていきたいという答えでございました。ほか、南山城小学 校はデザインの問題で危ない箇所が多い。階段で怪我があった。総点検してもらいたい。 また、窓の横の危険な部分を児童が通っていたことがある。落ちれば怪我をするという質 問に対しましては、学校教育課長から、危険箇所は学校において定期的な点検を実施して いる。結果を受けて教育委員会から確認に行き、必要に応じて予算化して対応している。 階段については滑り止めの補修を完了しています。危険な場所への児童の侵入については、 引き続き学校で指導するよう教育委員会からも指導していく。あと、笠置中学校のトイレ の洋式化の予算が計上されているが、笠置中は避難所でもあるので多機能トイレや段差の 解消などは計画しているのかという質問がございました。これに対しましては、29年度 に計画している設計の中で色んな意見を聞きながら検討していきたいとしております。あ と、笠置小学校の法面対策工事6,804千円はどんな工事かという質問がございました。 これにつきましては、体育館の南東、民地と隣接する法面が風化・浸食しているので、保 護する工事を計画しているという回答をしております。以上が主な質疑の内容です。

西本教育長

議会報告はよろしいでしょうか。また、議事録は調製後に配布しますので読んでいただきたいと思います。続きまして、3番から5番まで、教育次長から報告します。

竹谷教育次長

3番、4月3日の教育長、教育委員のスケジュール(案)についてということで、最初

に相楽東部広域連合の辞令交付式が9時15分から体験交流センターでございます。こちらは連合へ派遣された職員の辞令交付です。2つ目からになります。相楽東部広域連合教育委員会の辞令交付式が9時25分から同じく体験交流センターのホールで、続いて、第1回教育委員会会議を9時40分から会議室で行います。途中、4番ですが、10時30分から京都府教職員の離任式をホールで行います。終了後、11時10分頃から教育委員会会議を会議室で、午後2時から教職員の着任式をホールで行います。こういう予定で4月3日の計画をさせていただいております。よろしくお願いします。

4番、南山城村青少年育成委員会委員の推薦ということで、残任期間を石橋委員に就任 していただいております。引き続き、2年間お世話になりたいと思っております。よろし くお願いいたします。

5番、教育委員に係る報酬条例の改正ということで、3月9日の定例会におきまして教育委員の報酬条例が改正されました。改正後の金額が135,000円となっております。 平成29年4月からの施行となります。以上でございます。よろしくお願いします。

西本教育長

続きまして、6番と7番は、学校教育課長から報告します。

竹谷学校教育課長

諸般の報告、6番、平成29年度小学校空調設備工事でございます。和東小学校並びに 南山城小学校空調設備につきましては、平成28年度において設計業務を行い、設計図面 等が完成しております。本設計に基づきまして平成29年度に空調設備、いわゆるエアコ ンを設置する工事費を関係町村に要望したところ、和東小学校は、平成29年度に工事に 取りかかる運びとなりました。なお、南山城小学校につきましては、先ほどの教育長、次 長の話にもありましたように南山城村と協議させていただきましたが、財政事情等により 平成29年度の工事は見送ることとなりました。

諸般の報告、7番、平成29年度管内小中学校入学式の出席の割振りでございます。入 学式につきましては、小学校が4月7日金曜日、中学校が4月10日月曜日に行われるこ ととなっております。入学式では告辞がございますので、皆様でご協議いただきますよう お願いいたします。資料に本年度の入学式・卒業式の告辞出席者のお名前を記載していま すので、ご参考にしていただきたいと思います。協議の方、よろしくお願いいたします。 以上です。

西本教育長

割振りをお願いします。まず、小学校の告辞をする人を決めましょうか。教育長、それから職務代理者、もう1人委員さんで、お願いします。

(委員により「小学校の出席の割振り」を協議する。)

西本教育長

確認します。笠置小学校の告辞が西本、出席者はなし。和東小学校の告辞が石橋教育長職務代理者、出席者は大西委員。南山城小学校の告辞が中井委員、出席者は北口委員。よろしいでしょうか。次、中学校の割振りをします。

(委員により「中学校の出席の割振り」を協議する。)

西本教育長

確認します。和東中学校の告辞が石橋教育長職務代理者、出席者は中井委員と大西委員。 笠置中学校の告辞が西本、出席者は北口委員。それでよろしいですか。

続きまして、8番、生涯学習課長から報告します。

中嶋生涯学習課長

8番、お散歩撮影会・春の笠置を撮ろうということで、平成29年度の事業になりますが、4月2日の午前9時から、笠置町中央公民館に集合、講師の宮嶋さんにカメラ指導をいただくという形で、先着10名様で春の笠置を撮影するということで写真撮影する計画になっております。これは昨年度から始めた事業で、今、連合でもこの講座を通してサークル活動もスタートしておりまして、その研修会も兼ねておるというような内容になっております。

あと、お手元に資料は無いのですが、本年度最後の事業ということで、笠置町同和教育 推進協議会の委員研修と町民人権学習公開講座を兼ねて、3月30日午後7時から笠置会 館2階で部落差別解消法制定に伴いまして、その制定の意義と活用に向けた課題というこ とで、一般社団法人の部落解放人権研究所所長の谷川雅彦様にご講演をいただく予定にな っておりますので、研修会にご参加いただければと思っております。以上です。

西本教育長

写真はサークルになっているのか。

中嶋生涯学習課長

はい、サークルになっています。

西本教育長

諸般の報告が終わりましたので、日程第5に入ります。

日程第5、議案第19号、議案第20号を一括して議題とします。提出理由及び議案の 説明をお願いします。

竹谷教育次長

議案第19号と第20号を一括して説明させていただきます。

議案第19号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱、上記議案を提出する。平成29年3月14日提出、相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出理由。新入学児童生徒(第1学年に限る)が、通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばきや帽子等)の購入費用として支給される「新入学児童生徒学用品費等」については、支給額が実際に必要となる額に対して十分ではないとの指摘を踏まえ、平成29年度から国の要保護(生活保護を受けている世帯の)児童生徒に係る就学援助の単価が引き上げられることから本要綱に定める支給額(1人当たりの年額)についても、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。左が改正案で、右が現行となっております。別表の上から 5行目の新入学児童生徒学用品費(第1学年の児童および生徒に限る。)ですが、小学生に つきましては、現行の20,470円を40,600円に、中学生につきましては、現行 の23,550円を47,400円に改正するもので、生活保護の入学準備金の単価と同 額にしております。

議案第20号、相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱、上記議案を提出する。平成29年3月14日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出理由は、議案第19号と同じです。

新旧対象表をご覧ください。左が改正案、右が現行となっております。先ほど同様、上から5行目です。現行の小学生10,235円を20,300円、中学生につきましては11,775円を23,700円に改めるものでございます。こちらの方も生活保護の入学準備金の単価と同額としております。以上でございます。よろしくお願いします。

西本教育長

19号と20号、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

中井委員

この議案中のランドセルは、ランリュックと言った方がいいのではないですか。

西本教育長

ランリュックは、確か商品名だと思います。

大西委員

笠置小学校は、ランドセルですか。

北口委員

ランリュックです。南山城小学校は、ランドセルです。

竹谷教育次長

今回の生活保護関係の基準の改定で、こういった文言で整理されておりますので、その

基準に合わせて同額にするとともに、連合管内はランドセルもあればそうでないのもあるという状況ですので、ここの言葉はランドセルに整理をさせてもらっています。

西本教育長

国もランドセルという言葉が入っているのか。

竹谷教育次長

国の要綱はランドセルになっています。

北口委員

基本的なことをお聞きしますが、この就学援助費と特別支援教育就学奨励費は、特別支援の子どもはどちらも受給できるのですか。

竹谷教育次長

就学援助費につきましては、要保護(生活保護)に準ずる世帯という形で所得の状況によるわけですが、就学奨励費につきましては、特別支援学級に入っている児童生徒の世帯を対象とした保護者負担の軽減制度になっております。金額的には、就学援助費の半額が就学奨励費となります。どちらも対象になる場合は、金額の多い方(有利の方)を対象としております。

西本教育長

よろしいですか。これより採決します。採決は1件ごとに行います。

まず、議案第19号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手する。)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第19号は承認されました。

続きまして、議案第20号、相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部 を改正する要綱について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手する。)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第20号は承認されました。ここで一旦休憩にします。

(10分間休憩する。)

西本教育長

休会前に引き続き会議を続けます。

日程第6、議案第21号、「平成29年度「連合の教育」の重点について」を議題とします。提出理由及び議案の説明を行います。

竹谷教育次長

それでは(3)の資料ご覧ください。議案を説明させていただきます。

議案第21号、平成29年度「連合の教育」の重点について、上記議案を提出する。平成29年3月14日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出理由。平成29年度において重点的に取り組むべき教育課題について、その基本方針や基本理念、施策推進の視点等を示し、学校教育及び社会教育の指導者等の日々の教育活動や自己点検に役立たせるために発行する標記冊子の承認を求めるものです。

西本教育長

説明は私の方からします。これが今年使っていたものです。連合の教育の重点というタ イトルは連合になってから変わりません。こういう製版にして、業者に出し始めたのが4 年前ぐらいになります。表紙の写真も色んな各校の特徴的なものを採用しようと思ってい ます。去年は、南山城小の心を潤すお茶の時間、その前が笠置小の落語、その前が笠置中 のサギソウ、最初が笠置小のカヌーです。今、和東小と和東中に写真を取り寄せておると ころですが、集まってくるのがお茶を飲んでいるところか茶摘みしているところです。今 日、和東中からアサギマダラの写真を送ってくれますので、もし、いいのがあったらそれ でいきます。昨年度は、大幅に変えましたので、今年はちょっと文言整理等をやったとこ ろです。もちろん教育の大綱がありまして、それから府の指導の重点が整理されています。 今年につきましては、新しい学習指導要領が出まして、そこでもかなり文言整理がなされ ております。その場合は取り入れざるを得ませんので、それぞれ説明させていただきます。 まず、1ページを見てください。1ページは連合の教育の基本方針です。1番、2番は変 わりません。3番の広域連合による教育の期待ということで、(1)、(2)は、学校教育で す。(3)、(4)、若干、順番も変えました。まず、(3)、地域の特性、住民のニーズ。こ れまでは住民のニーズと地域の特性が前後していましたが、地域の特性を活かした学習機 会の提供ということですが、今一番大事なのは、特性もそうですが、住民のニーズが一番 ですので、この文言を(3)としています。(3)、(4)をなぜひっくり返したのかという と、考えてみたら学習機会の提供が先で、そこから交流が深まっていくということで、ち ょっと整理させてもらいましたから、(3)と(4)をひっくり返したということです。そ れから、2ページを開けてください。4番、新たな教育課題や社会状況の変化に適切に対 応する教育。ここにつきましては、子どもの貧困対策。グローバル人材育成。高度情報化 への対応。ただ、この高度情報化のところにも今も言いましたように、いわゆる新学習指 導要領がこれまでアクティブ・ラーニングと言っていた言葉、和束中が先頭切ってやって

いたのですが、これが、府教委もこれまでは主体的・協働的という形でずっときました。 これもうちも全部それで主体的・協働的と。今回、文科省が新指で主体的・対話的で深い 学びという文言で整理しました。これを受けて府教委も変えております。そしたら連合も 当然変えていくべきだろうということでそこを変えています。ちょっと訂正してください。 主体的・対話的で、「な」のところを「で」に直してください。「主体的・対話的で深い学 び」に、「な」が間違っているということではありません。要は、主体的と対話的、深い、 この文言が入っていたらいいのです。後に学びが付くわけですが、その場所によっては、 「主体的・対話的な」とかいうところも当然あるわけですが、原則は、「主体的・対話的で」 と。他にもちょっと出てくるところがありますので整合性ということでよろしくお願いし ます。それから3ページ、29年度、9年目の目標ですが、先ほども説明させてもらいま したが、9年目になりまして残された課題、それからまた、新たな課題も生まれてきてお ります。その教育課題へのアクティブ・アプローチということで、受け身的、受動的にや るのではなくて、その課題に対して教育委員会が積極的に、主体的に、能動的に取り組ん でいこうと。もちろん学校教育におきましても教育委員会から言われた教育活動、学校運 営ではなくて、教育課題へのアクティブ・アプローチを学校現場でも大事にしてもらいた いという意味です。4ページを開けてください。変えたのは重点目標の2のところです。 重点目標2の(4)が他人を思いやる心、ふるさとを愛する心の育成と、こういうふうに なっていましたが、それ考えてみたら一番上と同じことです。他人を思いやる心、ふるさ とを愛する心など豊かな人間性と。ここも同じ文になるということと、今、他者との共生 が一番言われております。インクルーシブ教育も含めてです。山田知事も一番大事にして いる言葉です。今年の。他者との共生。知事が言っているからとは関係ないのですが、や っぱりみんなと一緒に生きていくという、ここを一番大事にしたいと思います。だからふ るさとを愛する心はどこへ行ったのかということですが、重点目標の全体のところにふる さとを愛する心、または学校教育のところで大きく我がふるさとを愛し、我がふるさとを 誇りに思う。この文言を入れていますから、どこかへいったということではないので理解 してください。あとは文言整理で、(17)コミュニケーション能力などの「など」を取っ たこと。それから重点目標8、(34)ネットワークづくりの推進というところです。文言 整理です。続いて5ページ、学校教育の重点です。ここで変えましたのが、(2)のところ でカリキュラム・マネジメントという言葉が数年前からよく使われております。いわゆる 教育課程そのものをマネジメントすると。これまでは学力の向上に向けたカリキュラムだ ったのですが、文科省が、学習指導要領の枠組み改善に対応するということになりました。 ご承知のように今回の学習指導要領は何を学ぶか。これまでは全部何を学ぶかです。何を いつどこで学ぶかだけだったのですが、今回は何ができるようになるか。どのように学ぶ か。だから何を学ぶか、何ができるようになるか、どのように学ぶか、子ども一人の発達 をどのように支援していくか。こういう枠組みが変わってきました。これまでと本当に学 習指導要領が大きく変わったのがここです。これまでは学習内容が学年別に並べられてい たのが、学習内容ではなく、方法も含めてこの枠組みが変わってきたというのは、そうな ってきた場合は学校としてカリキュラム・マネジメントとして取り上げていく必要がある

というところで、学習指導要領の枠組み改善に対応すべくと、こういう文言に整理をした ところです。ここについては学校現場にきちんと説明していきたいというふうに思ってお ります。(3)は、先ほどの整合性で他人を思いやる心、他者との共生を重んじる心と整理 をしました。具体的重点事項ですが、4のところでは、これまで図書館司書の有効活用に よるということだったのですが、連合も、28年度、昨年の4月に「子どもの読書活動推 進計画」を作りました。これからは京都府の推進計画、連合の推進計画、これに基づいて 読書活動を推進していくと、こういうふうになっておりますので、ここは、「子どもの読書 活動推進計画」に基づくと、こういうふうに整理をしたところです。今、言いましたよう に、ここには府の読書計画、それから連合の読書計画が入っていることをご理解ください。 図書館司書の有効活用は当然ですが、これにつきましては具体的なところでも出しており ます。学校教育の柱、大きくはその3点で変えたということです。あと細かいところを見 ていきます。6ページを見てください。質の高い学力のところ、これまでは③児童生徒の 主体的・協働的な学習を促すとなっていたのですが、児童生徒の主体的・対話的で深い学 びに。学習指導要領は、アクティブ・ラーニングという文言は使っておりません。ただ、 連合の方は和束中を中心に、先進的にこれまで使ってきましたから、ここではアクティブ・ ラーニングを括弧書で残しております。それから④、中1のフリスタ、中2の学力集中講 座。これは府の方が整理しました。ただ単に振り返り学習だけではありませんので、そこ を削除したということです。次に⑤、児童生徒が主体的・対話的に学び、ここも協働的を 対話的に変えました。フページの他人を思いやる心、ふるさとを愛する心など豊かな人間 性のところですが、③のところで、「他人を思いやる心、他者との共生を重んじる心などを はぐくむべく、」をここに入れました。だから多様な学習活動による児童生徒の心に響く道 徳の時間の展開とは、これはこの2つ、他人と他者、これだけではないのですけど、この ように整理しております。⑤、これは担任外道徳のところですが、校長、教頭、教務主任、 そこへあえて養護教諭を入れました。養護教諭は、保健安全等で具体的に授業に入ること も当然あります。⑥のところが京都府及び相楽東部広域連合の「子どもの読書活動推進計 画」、これを整理したところです。それから読み聞かせボランティアを入れました。⑧お茶 学習、地域との交流をはじめとする「ふるさと学習」の充実。連合のふるさと学習の特徴 は、それぞれが地域との交流を進めております。この文言もここに整理をしました。重点 目標の3、8ページです。ここは、いわゆる健康課題に対応する組織的体制のところです が、当然、今まで連合もやってきておるところですけれど、いわゆる「生命(いのち)の がん教育」です。これは、お医者さんなり専門家に来てもらった授業もそうですが、中学 校も小学校も体育の保健領域でがんを扱っております。がんは2人に1人と言われるとこ ろですから、生命のがん教育を入れました。重点目標の4にいきまして、④の基本的人権 や同和問題をはじめとする様々な人権問題。これは全く要らなくなったということではあ りません。これは網羅されておりますので、これを全部抜くことにしました。そして⑤は、 いわゆる部落差別解消法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ、この3つの法律が去年出 ましたので、この法律に基づいてやっていくということで、ここは整理をしたところです。 9ページの方もインターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人

権教育の推進。それからそのために教職員の人権研修の充実。それからこれは法に基づく ところですが、同和問題の解決を目指し、部落差別の解消に向けた「教育と啓発」の充実。 これは差別解消法に基づく整理です。それから赤の⑩にしたところですが、共生社会の形 成というところですが、共生社会の実現ということで文言整理をしております。⑬のジュ ニア選手育成への支援体制につきましても、直接、連合の学校が全く関係無いということ ではないのですが、項目として整理したところです。それから重点目標5の道徳の時間を 道徳科に。他のところで道徳の時間をそのまま使っておるところもありますが、ここは学 活、ホームルームというふうに並べたら、ここは教科ですという意味の道徳科という文言 にしております。だから29年度は、道徳の時間そのものは全く無くなったわけではあり ませんので、そういう整理です。10ページの⑧、英語科への移行準備。それから続いて、 全体的に連携・協働。これは、府教委が連携のあとに「・協働」を学校教育だけじゃなく、 社会教育の方もこの文言で整理をしております。連携・協働です。11ページの⑩、子ど もの状況把握に基づく教育相談や家庭支援の充実、福祉機関との調整。これは、いわゆる 貧困家庭、子どもの貧困への対応。経済的に困難な環境の子どもへの支援ということで、 まず、子どもの状況把握に基づいて、そこからの教育相談にというふうに整理したところ です。重点目標の7、⑥研究指定事業の有効活用という、もちろん積極的に更にバージョ ンアップして活用ということです。12ページの⑪は、これまで「学校支援地域本部事業」 でした。これは笠置小学校が直接関係あるところですが、ここが変わって、「地域学校協働 活動推進事業」となります。地域学校協働活動を推進していく事業の名前としてこういう 形になります。そこで整理したものです。それから重点目標の8のところです。「親」を「保 護者」に直しました。それから今まで親のための応援塾、これだけではありませんので、 そこは「活動や研修」と整理しました。13ページの重点目標の10ですが、⑤子どもた ちや地域住民の、「地域住民」は府の方も入れてきておりますので、府との整合性を図った ところです。これが学校教育の柱のところ、重点のところ、具体的な対応のところです。 続きまして社会教育を説明します。社会教育の推進は、学校教育の重点目標に当たるとこ ろですが、ここも見直しを図りました。ここにつきましては、先日、社会教育委員会議が ありまして、そこで説明をしました。あと、中嶋課長からも社会教育委員に説明をして了 解をもらっておるところです。大きくは、いわゆる生涯学習社会の理念として、いつでも・ どこでも・誰もが、自己実現に向けて主体的に学び続ける生涯学習社会の実現。これで来 ていたのですが、学んだものをどうするかというのが、今一番大きな課題となっておりま す。したがって、「いつでも・どこでも・誰もが、自己実現に向けて主体的に学び続け、学 習成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の実現を目指して!」というふうにしま した。それを受けて、1から6までのところで、文化のところをちょっと触りました。こ こでは文化協会及び文化サークル連絡会等の充実・発展を言っていたのですが、その前に、 地域の特色を活かした文化活動、或いは各種文化サークルの活動促進、まず、これが先だ ろうという整理です。だから、いわゆる上を整理するだけじゃなくて、底辺のところをも っともっと活性化していくと。とりわけ各種の新たなサークルが4つ5つ生まれました。 さっきもありました写真に、落花生はいつでしたか生まれたのは。(北口委員発言:落花生 は5年目です。)5年目。そうですか。あと、フラダンス、パッチワーク、英会話。だから、連合は喜んでいるところで、その生まれた文化サークルが交流しながらドンドンやっぱり裾野を広げていくという、そういう意味から文言を整理したところです。「地域の特色を活かした文化活動、各種文化サークル活動の促進」。5番のところは「連携・協働した」という文言整理です。あと、29年度の努力点のところは、課長に代わります。

中嶋生涯学習課長

まず、最初のリードの部分でございます。先程、教育長からもありました生涯学習の概 念的なものは当然のことながら、教育活動としての学校教育と社会教育の部分について文 言の整理を含めまして、最初のリードの部分を削りまして、「生涯学習社会の実現に向け、 学校教育と社会教育の連携・融合を図りつつ、」ということで整理しております。あと、文 章については、「協働のもとに、」の「に」を取りまして、そのあと「住民が」に続く文章 を削除させていただきまして、「学習環境の整備」というふうに整理をさせていただきまし た。また、「地域社会との連携」となっておりましたが、「地域社会及び高等教育機関」と いうふうに続きまして、中教審の内容の地域社会との緩やかなネットワーク化というとこ ろを含めて、学校を核にして地域社会の学習環境を整えるといった意味で「連携・協働し ながら、学びのネットワークづくり」というふうに文言を整理しております。次に1番の 生涯学習の振興の部分で、7項目目にありました「生涯学習における学びのネットワーク づくりの整備」等は、文言整理で削除させていただいております。次に3番の地域社会の 教育力の向上の部分で、(1)、先程、教育長の方からもありましたように「連携・協働」 の「・協働」を追加しております。協働の部分については、家庭、学校、地域社会といっ たものを3つ入ったときに「協働」といった形で入れておりますので、その整理でよろし くお願いします。次、4番の子どもへの支援の充実の部分でございます。(1)「社会問題 化している」といったところで、児童数等の激減とかが以前からありましたが、この部分 については、明確にその問題になっている原因について整理をさせていただきまして、貧 困などの「現代的課題」といったところの部分については削除で文言整理をしております。 次、(2)です。同じく先ほどありました「連携」に続きまして「・協働して」を入れまし て、「次代を担う子どもを」ということで、新しい学習指導要領への中教審の中で次世代を 担う地域の子どもを育成するといったところで、そういった文言整理をしております。次 に5番の人権教育の推進の部分でございます。(2)を入れております。これは先ほどあり ました人権問題に係る部落差別解消法の問題等の各法律が制定されたのを踏まえまして入 れております。「差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、人権教育の一層の充実を 図る。」を入れております。あと、(5)については文言整理をしております。次、16ペ 一ジです。「生涯学習の振興」の部分でございますが、具体的な対応の(3)のところです。 ここも文言整理を基本としておりますが、「地域住民が」というところを削除しまして、こ れは当然の事柄ということで整理をさせていただいて、「多様な生涯学習の成果」というと ころで、これは先ほど教育長からありましたように、生涯学習の成果を地域の中で活かす。 どういう形で活かすかというところで、「地域の活性化につながるよう」ということで整理

をして、そういった場の提供を進めるとしております。(10)については、文言整理です。 (11)についても「3町村における」という、それぞれの「文化財の保護・調査活動の 充実」ということで整理させていただいて、「郷土愛をはぐくむべく」というところについ ては整理をさせていただいて、「文化財の積極的な活用の促進」ということで、文化財の保 護と文化財の活用といったところの内容整理にさせていただいております。次、(12)で す。文化財の部分で出前講座や「実演」、これを「体験学習」の内容に文言整理をさせてい ただきまして、「現場を体験しながら」は削除させていただきまして、「地域や関係機関と 連携した郷土の歴史」ということで内容を整理させていただきました。(14)につきまし ては文言整理で、地域の実情ということで「実情」を入れさせていただきまして、「ライフ スタイルに応じた、」の後段については、生涯スポーツの推進ということで文言整理をさせ ていただきました。(16)については、「各種文化サークルの活動促進にかかる支援」と いうことで、文化サークル等に関係する支援活動をするということで、項目として上げさ せていただいております。次、17ページの家庭の教育力の向上ということで、目標の部 分で、下から2行目ですが、先程から出ています「連携・協働」ということを入れており ます。次、具体的対応というところで、(4)の食習慣の部分でございますが、これについ ては、具体的にその食習慣の確立に向けた取組部分が中教審等でも明確に示され、実際に 体験する機会を増やすことを取組として明確になってきておりまして、それを今回、連合 の方の取組の中にも入れるということで、「親子で参加する『食育講座』など、食生活や食 習慣の大切さを学ぶ機会の充実」というところで整理をさせていただいております。次、 (14)につきましては、「子育てに対する悩みや不安に対応すべく、関係町村、保育園(所)、 関係諸機関等の参画による、地域ぐるみで家庭を見守る体制の構築と活動への支援」とい うことで、子育てに対する部分についての項目を追加させていただいております。次、1 8ページの目標の部分です。下から4行目のところ、「・協働」を追加しまして、「ネット ワーク化を図り、」という文言を追加しております。具体的対応の部分でございます。(2) のところで、文言整理で、「地域づくり・まちづくり」で「・まちづくり」を追加しており ます。(3)につきましては、いじめ等で問題になっている社会問題化しています「インタ ーネットにおけるトラブル」といったところで内容を追加しております。次、(4)の薬物 乱用の関係でございます。「防止・根絶」については、京都府の指導指針とも整合性を図っ て「根絶」を入れさせていただきました。それと「インターネットにおけるいじめ、有害 情報対策」も追加をしております。また、これについての啓発指導を「保護者」に理解を していただいて、啓発活動を充実させる意味で「保護者」を入れております。また、その 後段の「健全育成に向けた環境」については、「健全育成に向けたネットワーク」で文言整 理を行いました。(5)の「地域のつながりや人的資源を活かした」を追加しまして、より 地域の資源を含めて利用し、地域の特色を活かした活動を進めていくといったところで内 容を整理しております。次、(9)です。これは先ほどもありましたように事業名の整理で、 「地域で支える学校教育推進事業」の部分を「地域学校協働活動」という文言に整理をし ております。次、(13) につきましては、図書室との部分については、子どもの支援の方 へ移しまして項目削除をしました。これまでの(14)の部分を(13)に上げまして、

その内容についても、これまでの学校支援本部といったような事業名を整理させていただ きまして、その部分については削除させていただきました。あと、その活動については、 地域の活性化につながるように「地域づくり・まちづくり」という形で整理をしておりま す。また、(14)を新規で追加させていただいております。「子どもの健全育成に向けて 幅広い地域の関係者が参画するネットワークを充実するなど、地域社会全体で子どもを包 み込み、はぐくむ環境づくりの推進」という項目を入れております。次、子どもへの支援 の充実。これは、昨年の京都府の「社会教育の推進するために」で、京都府の方はどちら かというと子どもの支援活動の部分の項目を改めて抜き出しているものでございますが、 連合としては1つの柱として取り上げております。この中の目標の部分ですが、「地域社会 が連携」のところに「・協働」を入れております。具体的な対応の部分でございますが、 (1)で、「学校・家庭・地域社会の連携・協働のもと」ということで、これについてもそ ういう形で整理をし、整合性を図っております。(2)については新規に入れております。 「学校と地域社会、関係機関等が連携した、気になる児童生徒の家庭状況の把握と改善へ の取組の促進」ということで、子どもに対する支援活動を地域社会がしっかりと連携して やっていくということで文言を追加しております。それ以降については、項目番号を整理 しております。それと(7)になったところでございますが、先ほど申し上げました「学 校図書室と3町村の各図書室との連携」という文言を入れさせていただきまして、読み聞 かせ活動をはじめとするというような形で読書活動の取組について整理をさせていただい ております。また、(8)の部分については、京都府の子どもの読書活動推進計画は当然そ れを含めて活動して取り組んでいく訳ですが、どちらかと言えば全体の活動計画になって おりますので、より具体的な相楽東部広域連合の子ども読書活動推進計画もできましたの で、それに基づいて取組を進めていくということで整理をさせていただいております。次、 人権教育の推進の具体的対応の部分でございます。ここについては項目番号の順番をかな り入れ替えております。これについては、先ほど申し上げました京都府の人権教育推進計 画の見直しがありまして、それに基づいて京都府の人権教育を推進するためというのも改 定されました。それと順番的な部分については整合性を図るため、あと内容的にもそれに 合わせた項目を追加しております。具体的にはこれまで(9)の部分が(1)になりまし て、その中に「人権(同和)教育」という形で、各種人権教育に関わる団体については連 合に合わせて整理をしております。あと、「連携・協働」というところで、これについても 整合性を図っております。これまで(1)のものを(2)にしております。これまで(5) のものを(3)に上げまして、その中には具体的な人権問題となっている項目について整 理をしております。中ほどの部分で、「同和問題をはじめ」となっていたところを同和問題 とし、あと各項目が続いております。その後これまで入っておりませんでした「ハンセン 病、感染症、難病」といったところの項目を追加し、「犯罪被害者等」についてもこれに関 わって人権問題として明確に取り上げておるところでございます。次、(4)が新規で、部 落差別の解消の推進に関する法律が制定されました。それを含めてそういったことを明確 にしておりますが、項目としては、「部落差別の解消の推進に関する法律等差別のない社会 の実現を目指す法律を踏まえた人権教育を推進すべく、また、インターネット社会の中で

多様化・複雑化する人権問題の理解と認識を深めるべく、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る研修の充実」ということで新規に入っております。次、これまで(3)であったものを(5)にしております。(2)が(7)に変わりまして、「いじめ」となっていましたが、「不登校・虐待・体罰・子どもの貧困について」を具体的に入れております。あと内容の文言整理と「社会総がかりで取り組むべく」を入れております。また「・協働」とし、文言整理をしております。次、(4)が(8)になりまして、前段の部分は削除させていただきまして、「青少年の社会性や」ということでスタートしまして、文言の整理を図るとともに「多様な体験活動」というところについては、内容を文言整理させていただき、これまでの部分ですが、「充実に向けた関係機関・学校等との連携の推進」といったことで整理をさせていただいております。これまでの(7)については削除で整理させていただき、(8)が(9)になりまして、(10)の中で「人権教育・人権啓発事業」を「人権教育・啓発事業における」ということで文言整理をしております。以上です。

西本教育長

大変詳しい説明をしてくれました。質疑に入ります。

北口委員

12ページの①と18ページの(9)に書いてある地域学校協働活動事業ですが、これは平成28年4月1日に京のまなび教室推進事業を相楽東部で全面改正されています。その時の事業名が「学校・家庭・地域連携協力推進事業」で、実施要領が折角できているので、この名称をここに入れたら、折角、相楽東部の重点やから。名称をここに入れたらどうかと思います。京のまなび教室というのも含めて全面改正されて、推進事業ということになっているので。それに関連して18ページの青字で抹消してあるこの事業名というのは、府の事業名ですね。地域学校協働活動というのは国の事業名なので、そんな国の事業名を使わずに相楽東部連合の事業名の方がより近しくていいじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

中嶋生涯学習課長

18ページの「地域学校協働活動」については、これ活動の部分は事業名ではなくて、いわゆる学校を核にした色々な取組、教育活動を含めた取組の整理ということで、今回、事業名からそういった形で整理させていただいております。また、12ページの①の部分については、これは府の教育振興プランの部分と整合しながら、これも地域学校協働活動という部分については、国に事業名があります。そこの事業名を一応押さえているのもあります。例えば、ここについて言えば、それ以外に含まれていない国の事業もあります。それをどうするかというところはあろうかと思うので、それがちょっとご辛抱いただければと思うのですが。一応そういった形で国の事業や、特に具体的に京のまなび教室といった形で京都府の事業の中、入れておりますが、おっしゃられるように改正をしてあらかた網羅、確かに連合の方の要領についてはさせていただいております。ただ、いくつか未だ

その中には入っていない事業もあるので、そこをどうしようかというところがあります。

西本教育長

社会教育は色々なネーミングが出てきて整理する必要があるが、ただ、事業と言う場合と活動と言うのは、これ使い分けているのは分かってもらえると思います。ただ、連合が作っているのとの整合性は、もう1回、見直していきたいと思います。だからこれは取りあえずこれでいって、おっしゃるように連合で折角作ったのがあるわけですから、そこはもう1回見直しをかけます。他、どうですか。

石橋委員

16ページの目標です。最後の「連携・協力に務める。」というところがあるのですが、 ここを「協働」になるかですね。

西本教育長

府もここは「協力」となっています。府も「協力」を使っているときもあります。

石橋委員

そうですか。

西本教育長

全部が「協働」に直していることではありませんので、府の方をもう1回見てみます。 府に揃えなければならないということではないです。敢えて府が「連携・協力」で使って いる場合もあります。ただし、ここもおっしゃるように「協働」の方が整合性から見たら。 もう1回確認します。他、どうでしょうか。よろしいですか。

西本教育長

そうしましたら、1点は、北口委員の方からありました事業の名称も含めて、連合の部分との整合性をもう1回見ておくということ、それから「連携・協力」と「連携・協働」のところをもう1回見直しておくということでよろしいですか。それと私の方から1点訂正をさせてもらった分を合わせて3ヶ所です。北口委員さんの意見につきましては、これはこのまま生かしてもらって、連合の部分をもう1回、見直しをかけるということで了解していただけますでしょうか。

北口委員

はい。

西本教育長

質疑を終わります。それでは議案第21号、平成29年度「連合の教育」の重点につい

て、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手する。)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第21号は承認されました。 日程第7、その他です。事務局から説明してください。

竹谷教育次長

(1)の資料の最後のページになります。1番の諸報告(送付済)事項につきましては、 ①から④までございます。④は、今日、カルタをご覧いただいています。

2番、次期定例会の開催日程でございます。4月3日月曜日の午前9時40分からです。 なお、4月3日のスケジュールの上から2つ目ですが、教育委員会事務局職員の辞令交付 式の開催時間が午前9時25分となっております。定刻までにご参集ください。

北口委員

1番は出なくていいのですか。

竹谷教育次長

1番は連合職員への辞令交付式ですので、2番からお願いします。

3番、平成29年度当初の行事予定ということで、研修会等の予定が入っております。 平成29年5月17日水曜日の午後1時半から、場所は城陽市内です。詳細は未定です。 出席の予定は、教育長と教育長職務代理者ということで、日程調整をよろしくお願いしま す。以上です。

西本教育長

他ありませんか。

(各委員より無いとの声有り。)

西本教育長

この後3時から総合教育会議があります。以上で、第11回定例教育委員会を終わります。ご苦労様でした。

(午後2時53分閉会)

一 了 一